

日本共産党の角野達也です。

○6月14日から15日にかけて、政府・与党により共謀罪が強行されました。その内容は内心の自由を踏みにじる憲法違反そのものですが、いったん委員会に付託した法案を正当な理由もなく、委員会採択を省略して本会議で採択するという禁じ手が使われました。議会制民主主義を踏みにじる暴挙であり厳しく糾弾するものです。わが県議会には、こんな乱暴なルールも先例ありませんが、知事はこの暴挙をどう評価されますか。見解を求めます。

< 1 > 村井県政の診断書～3つの問題点について

知事は、一昨日4期目の出馬を正式表明されました。日本共産党県議団は、この間村井県政の分析を行ってきました。じっくりと診断した結果、村井県政には重大な3つの問題があり、根本的な治療が必要であるとの結論を得ました。まず、その3つの点について質問します。

○一つ目は、被災者・県民おきざりです。

知事は昨年、「福祉にも力を入れたい」と発言されるようになりました。子ども医療費助成や入学準備金など前進も見られますが、それでもまだまだです。

村井県政は、被災者の願う医療・介護の免除制度の復活や住宅再建・生活支援には、再三の要望にもかかわらず目を背けてきました。

東北最低の少人数学級、年々県単独補助を減らし続け、ついにはゼロにしてしまった私学助成。以前、知事は私の質問に「保育所は増えてきた」と答弁しましたが、それでも総務省の最新の統計で、保育所在所児数43位、児童福祉施設数45位と最低ランクに位置しています。

本気になって、県民おきざりから抜け出すべきと考えますが、知事の思いをお聞かせ下さい。

○二つ目は、異常なまでの財界依存です。

復興過程では、大手プレハブ会社への仮設住宅の丸投げ、復興計画は財界シンクタンクに依頼、宮城県内総延長250キロメートルにわたる巨大防潮堤、財界が待ち望んでいた水産特区、300億円もかける広域防災拠点、そして最近の上工下水道運営権の民間委託、財界依存は枚挙にいとまがありません。

さらに、富県戦略の名で知事がやってきたことは、徹底したトヨタ依存行政でした。北部第二工業団地の再整備、大衡インターの建設、仙台港の自動車プール用地

整備、ハイブリッド車補助や買い換え、水素自動車への突進など、トヨタ関連に 500 億円を超える税金がつき込まれました。

知事は、大企業を応援すれば、やがてその利益が県民に降りてくると言い続けてきました。今議会冒頭、知事は、「県民所得は 6 兆 6 千億円余りとなり、…… 4 年連続の増加とな」と述べられましたが、この県民所得は、企業所得、財産所得、雇用者報酬の合計であり、実際の生活がどうなのかを示すものではありません。総務省の最新のデータでも、県民所得は全国 20 位なのに対し、勤労世帯の実収入は全国最低の 47 位ではありませんか。

知事は、この事実をどう受けとめますか。これでも、トリクルダウンという考えにしがみつくのですか。お答え下さい。

○三つ目は、財政のためこみです。

まず、国の地方交付税戦略についてうかがいます。5 月 11 日の政府の経済財政諮問会議で「潤沢な基金を持つ自治体に地方交付税を配るのは予算の無駄」との意見が出され、総務大臣が「全国の自治体を対象に基金の用途や設置理由を調査する考えを明らかにした」と報じられました。2 月議会で指摘しましたが、これはトップランナー方式の導入を初めとした地方交付税抑制戦略の一環であり、絶対に認めるわけにはいきません。

知事は、こうした議論にどう立ち向かいますか、お答え下さい。

○基金は、本来県民の財産であり、県民のために使われるべき財源から積み立てられているものです。しかし、本県の場合は、被災者や県民に使われずに貯め残されているものや、ほんとに今必要なのかと思われるものもあり、それが政府に口実を与えているのも事実です。

被災者のために使うべき、復興基金や地域整備推進基金の復興事業分、災害復旧分が 2016 年度末で約 432 億円も残されています。

県庁舎整備基金やスポーツ振興基金、文化振興基金は、現有施設の修繕等に必要なものもあり、一定の計画的な積立はあって良いと思います。しかし、建て替えの場合、必ずしも基金が必要なわけではありません。

2000 年完成の宮城スタジアムは、総額 269 億円ですが、一般財源 49 億円、県債 220 億円でした。1997 年完成の総合体育館は総額 120 億円に対し、一般財源 29 億円、県債 91 億円で作られました。基金がなくてもできることを示しています。

県は、企業や家庭と違い、貯金を貯めることが大事な組織ではありません。県民の税金を県民の利益や必要なものに活用することこそ、一番の仕事です。

県民が必要としていることには財政を出し渋り、年度末に調整して基金に貯めるやり方はあらためるべきと考えますが、知事の見解を求めます。

< 2 > 県民の安心、子どもたちや若者を支える 3 つの緊急提案

<緊急提案① 心身障害者医療費助成制度の拡充について>

○次に、県民が安心して住み、子どもたちや若者がのびのびと学び成長できる宮城にしていくために、直ちに改善、実施すべき3つの緊急提案を行います。

まず、心身障害者医療費助成制度です。「健常者に比べ医療を必要とすることの多い障害者の適正な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図るもの」として、1973年から県はこの事業を行ってきました。市町村が実施主体になり、県が助成分の2分の1を間接補助する事業ですが、障害者の置かれている状況に寄り添ったものになっているかどうか、実態に即した検証と改善が大切です。

4月に一昨年横浜から仙台に引っ越してこられた男性から相談がありました。奥さん、娘さん、息子さんに身体障害がある方です。

「横浜では、窓口負担がゼロなので最初に受給者証さえ取っていれば、気軽に病院に行くことができた。ところが仙台では、受給者証の取得後、毎月かかった病院ごと、薬局ごと、入院と通院が重なればそれぞれ別々に助成申請書を提出し、自己負担分を支払わなければならない。しかも、償還されるのが3ヶ月、4ヶ月後になるので、困ります。」ということでした。

仙台をはじめほとんどの市町村が同じやり方です。毎月一人が3枚も4枚も助成申請書を書かなければならない、ご家族に何人も障害者がいる場合、10枚を超える月もあるそうです。

これは、障害を持った方やその家族にとっては、たいへんな負担です。まず、なぜこのような仕組みになっているのか、ご説明ください。

○また、これが障害者の手を煩わせているという認識はあるかどうか、お答えください。

○償還方法も、市町村のホームページでは、だいたい「3～5ヶ月後に助成金が支払われます」となっています。つまり、4月に受給証をもらって病院に行き始めると4月～7月分までは自己負担して、7月か8月になってやっと償還が始まる仕組みです。「何ヶ月後であろうが、あとからどうせ戻るんだから、それくらいがまんしてよ」というのは、この制度本来の趣旨からみると、矛盾した仕組みではないでしょうか。いかがお考えですか。

○根本には、窓口負担に問題があります。5月に横浜に調査に行きました。横浜では窓口負担がゼロなので、患者さんは最初に取得した受給者証を見せるだけで受診できます。後は病院の事務作業として保険事務所や行政とやりとりされているだけなので、障害者の方には何の負担もかかりません。横浜市を担当の方も、「困難を抱える障害者の安心を確保する制度なので、余計な負担を求めないのは当たり前」と

おっしゃってました。

2月議会で天下みゆき議員が現物給付化を求めたのに対し、保健福祉部長は、「現物給付化した場合には、市町村の新たな財政負担が生じることになる」、いわゆる国からのペナルティーです。「償還払いの維持を望む市町村が多く、現段階で……難しい」と答弁されました。そこで、うかがいます。いったい、どういう調査をし、いくつの自治体が償還払いを望むと答えたのですか。ご説明下さい。

○現物給付化すれば、自治体負担はどれだけ増えるのでしょうか。県、市町村の合計についてお示し下さい。

○私は、この制度の趣旨からみて、県が音頭をとって、現物給付に踏み出すべく市町村と話し合いを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

<緊急提案② 35人以下学級の実施について>

○次に、小中学校の35人以下学級についてうかがいます。

連続する仙台でのいじめ自死や中学生の転落事故、あらためて現在の子どもたちが様々な生徒間トラブルや深い悩みの中に生きていることを痛感させられました。一つ一つの事件や事故には、共通性もあれば、それぞれに違う事情もありますので、関係機関や関係者、第三者も含めた真剣な解明と今後の抜本的な対策を求めたいと思います。

同時に、県教育委員会として今うてる手立てを直ちに打つ必要があります。なかでも、教員と生徒が真剣に向き合える環境を作ること、その土台として少人数学級の実施は急務です。県は、これまで再三にわたる県民の要望や議会での求めに対して、「国に求めていく」「不登校等との因果関係が認められない」と答え、35人学級に踏み出すことを拒んできました。

今年度、全学年で35人以下などの少人数学級を実施しているのは19府県、全学年ではないけれど宮城よりも少人数学級を広げている県は13県、研究指定校を決めて全学年で実施しているのが1県、計33県が本県よりも拡充しています。滋賀では大津の事件後、全学年で35人以下学級となりました。学力が高いといわれる秋田は全学年で30人程度、福井は小学校全学年で35人以下、中1が30人、中2、中3が32人です。さらに、不登校率が低く、長期欠席率が全国一低い山形県は、全学年で33人以下となっています。各県の成果を見れば、少人数学級がさまざまな問題解決の土台として有効な施策であることは、明らかではありませんか。こうした県の成果をどう受けとめていますか。お答えください。

○いま教育現場は、「特別な支援を必要とする児童、生徒」、とりわけ通常学級で学ぶ発達障害を持つ子どもとどう向き合っていくのか、新たな問題に直面しています。

県教委の資料によると、仙台を除く市町村で発達障害の診断がある児童生徒は、公立の小・中学校あわせて、2016年度1200人、診断はないけれども発達障害と思われる児童生徒は、2600人であり、計3800人です。また、特別支援学級に通っている児童生徒が1800人います。

問題は、市町村が独自に配置している特別支援教育支援員の少なさです。現在仙台市以外の市町村が公立小・中学校に配置している支援員は、特別支援学級と通常学級あわせて665人。公立小・中学校は409校なので、一校あたりの支援員数は、平均1.63人にすぎません。教員からも増員を望む声が大きくなっています。

支援員が少ないと思いますが、県としてはどう実態を把握し、どういう認識をお持ちですか。また、十分な配置が進まない理由をお答え下さい。

○学校現場での苦労や授業中のクラスの落ち着きや安定という視点から考えれば、支援員の増員は急務だと考えます。市町村の判断ということですが、県も支援して思い切った配置を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

○いじめや不登校の問題、一人ひとりの子どもに寄り添った学習支援や生活支援、小学校3年生からの英語教育の導入、さまざまな個性を持った子どもたちへの対応、教員の多忙化の解消、どの角度から見ても35人以下学級、少人数学級の拡充が急がれています。今です。決断を求めます。お答えください。

<緊急提案③ 給付型奨学金創設について>

○三つ目は、大学生、専門学校生に対する給付型奨学金です。2月議会で私は、他県が独自に行っている給付型奨学金制度、返還免除制度、返済への助成制度を紹介し、宮城県も一歩踏み出すことを求めました。それに対する答弁は、すべて「推移を見守る」というものでした。

見守っているだけでは、何も進みません。いよいよ国の給付型奨学金が来年度から本格実施されます。いま、日本学生支援機構から各高校に推薦枠が示され、募集が開始されています。対象は全国で22903人、宮城県に示された推薦枠は、公立高校283人、私立高校107人、合計390人です。高校ごとには公表されていませんが、私が調査したところ、1名から14名までかなりの幅がありました。支援機構が、非課税世帯を前提として、過去の奨学金貸与者数の実績などを加味して推薦枠を決めたとされています。

県は、高校ごとの推薦枠数や希望者数をどう把握していますか。公立、私立それぞれについてお答え下さい。

○私の調査では、多くの学校で推薦枠数よりも希望者が多く、学校現場で選考に苦慮しているという状況がありました。

津波被災地の公立高校「選考基準が学校に任されていることが不安。枠が少ないので選考が難しい」、県北の公立高校「審査する組織が学校になく担当者が決定することになる。親の年収を収集し選考資料にする危うさがある」、仙台市内の私立高校「圧倒的に枠が少ないので、どうしたもんかと頭を悩ませている」。

たしかにそうだと思います。同じ非課税世帯でも、「学力」「資質」「家計」など、何らかの基準を学校が設けて選考し、何名かを切らねばなりません。学校にとっては厳しい選択を迫られるし、生徒にとっては理由もわからず落とされる、こんなつらいことはありません。

県は、いま学校現場で何が起きているか、公立・私立を問わず、くわしく把握すべきです。支援機構と学校の間ですすめてることだから、と他人事ですませるのではなく、しっかり調査し、課題を明らかにし、国や支援機構に改善を要求すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○この根本には、そもそも枠の少なさに問題があります。2月議会でも指摘しましたが、奨学金を利用している学生のうち、給付制を受けられるのは70分の1にすぎません。

今年始まったばかりの制度ですが、本当に低所得世帯や高校生を励まし、学校の負担を軽減するために、来年度以降の募集にあたっては、せめて非課税世帯全員に広げるべきです。県として、強く国に求めていくべきと考えますが、知事の見解をうかがいます。

○その上で、県として今年選考から漏れてしまう非課税世帯の大学進学者に対して、何らかの救済策はとれないでしょうか。各校から選考漏れの生徒数を集約し、国公立・私立別、自宅外・自宅別に一定額を設定し、支援することを求めます。どうでしょうか。

○最後に、県独自の奨学金制度がない宮城県。給付型奨学金制度の創設に一步踏み出す気はないか、答弁を求めて、壇上からの質問といたします。

(5930字)